2020(令和2)年度 第1回橿原市人権審議会会議録

日 時:2020(令和2)年11月19日(木) 午前10時00分~11時45分

場 所:大和信用金庫八木支店 3階 第1会議室

出席委員:上田 剛委員、上原 寛子委員、大北 かずすけ委員、奥田 茂委員、葛井 潔委員、 小西 満洲男委員、坂根 満委員、鄭 順子委員、寺前 耕一委員、友金 裕雅委員、 西川 正克委員、野島 佳枝委員、菱田 工委員、槙尾 悟委員、松本 初代委員、 森田 英嗣委員(16名)

欠席委員:大越 克也委員、加護 善三委員、島本 郁子委員 (3名)

出席者: 亀田市長、深田教育長、藤井市民活動部長、髙井市民活動部副部長、戸田企画政策課長、 村井田人事課長、五月女地域振興課長、河野市民窓口課長、 田中飛騨コミュニティセンター所長、中川大久保コミュニティセンター所長、 吉田福祉総務課長、森本障がい福祉課長、松田地域包括支援課長補佐、 川田健康増進課長、池田子育て支援課長、上島こども未来課長、太田学校教育課長、 吉田人権教育課長、市川こども発達支援課長、吉田社会教育課長

事務局: 辻本人権政策課長、中村人権政策課長補佐、西岡人権政策課長補佐、 大口人権政策課指導員

傍 聴 者: 0名

議題:

・「2020(令和2)年度版 橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)」 について

(司会)

定刻となりましたので、令和2年度第1回人権審議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様方には公私ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

人権審議会の開会にあたり、市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長)

皆様おはようございます。委員の皆様方には、本日大変お忙しい中、この会議にご参加ご出席 賜りまして心からお礼申し上げたいと思います。また、平素から橿原市の人権行政の推進にご尽 力ご協力いただいておりますこと、またそれぞれのお立場から人権確立に向けての活動を日々推 進していただいていることにも、改めてこの場をお借りしまして敬意と感謝を申し上げたいと思 う次第です。

皆様ご承知の通り、今年は新型コロナウイルス感染症が世界中に広がっております。まだまだ世界では感染者が増えている状況であるという報道がされておりましたけれど、ここへ来て、日本でも毎日、一日の感染者数が最高を更新しているという状況にありまして、日本でも第三波が来ているんじゃないかと、最近そんな報道がなされるようになっています。

橿原市においても、今年のはじめコロナウイルス感染者が出だしたころから様々な対策を講じているんですけども、橿原市の広がりも60名を越える方が感染していると、現状を踏まえさらに対策をやっていかなければいけない、今そんな状況にあります。

当然、橿原市民の皆さまに大変ご協力ご支援をいただいておりますことに感謝申し上げねばならないんですけども、今後も引き続き気を引き締めて色々な対策をとっていかねばと思っています。

ただ、私たちも大変悩んでいるところでございますけれども、このコロナウイルスに関する 誤った情報や不正確な情報が SNS 等で、拡散され、感染者であったり、濃厚接触者であったり、 医療従事者であったり、要は受けることのない誹謗、中傷を受けたりとか、そんな事例が実は橿 原市でも少なからずあるという現状であります。

特に、こういう誹謗中傷が続くのは大変悲しいことでありますので、このあたりも啓発活動、人権教育などしっかりやっていかねばならない。コロナウイルスで例えば生活が大変苦しい状況にあるんですけども、それで家庭内で DV が起きているという話をよく聞きます。まさに人権意識の高揚、あるいは啓発をさらに続けていかないといけないところかなと、最近感じていることでございます。

本日は橿原市人権施策に関する基本計画に基づいて実施しております各人権施策について作成をいたしております、橿原市人権施策に関する事業実施報告と事業実施計画の内容について、 ご審議をいただくということになっていると聞いております。

本日いただきました意見を参考にしながら豊かな人権文化に満ちたそんな社会を作っていく、 そんなことにつなげていきたいなと思っております。

委員の皆様方には、結構な時間ご審議いただくと聞いております。大変申し訳ありませんけれども、色々な意見を交換していただきながら、私たちもしっかりと人権施策の啓発・推進に頑張ってまいりたいと思いますので、最後まで、どうぞよろしくお願い申し上げて私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(司会)

次に、委員の皆様をご紹介いたします。お手元にあります名簿順にご紹介させていただきますが、役職は省略させていただきますのでご了承ください。

上田 剛委員です。

上原寛子委員です。

大北 かずすけ委員です。

大越 克也委員ですが、所用により欠席されています。

奥田 茂委員です。新たに本年1月22日付で就任されました。

加護 善三委員ですが、所用により、欠席されています。

葛井 潔副会長です。

小西 満洲男委員です。

坂根 満委員です。

島本 郁子委員です。

鄭順子委員です。

寺前 耕一委員です。

友金 裕雅委員です。

西川 正克委員です

野島佳枝委員です。

菱田 工委員です。

槙尾 悟委員です。

松本 初代委員です。新たに本年6月25日付けで就任されました。

森田 英嗣会長です。

本日は市側より、市長をはじめ、教育長および、橿原市人権問題啓発推進本部企画委員会の関係課長等も出席しております。

尚、市長につきましては、公務のため、ここで退席させていただきますので、ご了承ください。

では次に、本日配布しております資料等について確認をお願い致します。

- 本審議会次第
- ・(資料1)「橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)」
- ・(資料2)「議員による職員への不適切な言動にかかる経過について」
- •(資料3)「橿原市議会政治倫理条例」
- あわせて「橿原市人権審議会委員名簿」が入っています。

なお、資料の不足や乱丁等ございましたら、お申し付けください。

本日の出席16名、欠席3名でございますので、「橿原市人権審議会規則第5条第2項」に基づき、「出席者過半数により、本審議会が成立する」ことを申し上げ、ただ今から令和2年度第1回人権審議会を開会いたします。

また、今回も「橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会及び会議録を公開させていただいてよろしいでしょうか。

(『異議なし』の声)

異議なしということで、公開をさせていただきます。

また、本審議会は会議録を作成するため音声を録音させていただいております。

なお、本日傍聴希望の方は、おられません。

それでは、「橿原市人権審議会規則第5条第1項」により『会長が会議を招集し、その議長となる』と規定されておりますので、以降の進行は、会長にお願い致します。

(会長)

皆さん改めておはようございます。本日もお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。新型コロナウイルスの影響で社会システムそのものが大きな影響を受け、損なわれている状況でございますが、市長さんからのご挨拶にもございましたように、豊かな人権文化に満ちた社会の実現という取組に関しては、揺さぶられることなく実現してゆかねばならないというようなことを考えているところでございます。

本日も貴重なお時間を頂いていますので、熱心なご意見を頂ければありがたいと考えています。 どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、議題の1番に入りたいと思います。本日の議題は「橿原市人権施策に関する事業 実施報告及び事業実施計画(案)」について、でございます。事務局から報告よろしくお願いし ます。

(事務局)

【事務局より『橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)』の報告】

(会長)

ありがとうございました。大変詳しくご説明頂いて感謝申し上げます。

橿原市としての基本的な人権課題に対する認識そして人権施策に関しての方向性そういったものが、ここに凝縮されているということで、新しいものも含めて書いていただいているということになります。一旦、ここで切らしていただいて 17 ページまでの下線部についての変更点についてご説明していただいたわけでございますが、委員の皆様からご質問ご意見いただけたらと思います。すでにお手許にお届けできていると思いますので、ご質問は簡潔にお願いします。いかがでしょうか。

委員からお願いします。

(委員)

資料 16 ページに掲載されていますコロナウイルスと人権についてお伺いしたいと思います。 テレビ、新聞等である程度は把握しているんですが、以前は奈良県は確か1ケタだったと思いますが、いつも滋賀県と奈良県、和歌山県を比較してたんですが、和歌山県は1ケタだったが、奈良県は昨日は28名その中で、橿原市は5名というのは分かるんですが、中身がどういう状況か わからないのと、今の説明にもありましたが、奈良県は新聞等で報道されています天理大学のラグビー部の学生が新型コロナウイルスに感染いたしました。同じ大学に所属しているということで、教師を志している学生は教育実習を受けなければいけないんですが、その天理大学の学生さんは教育実習に行けないという差別事象があったと思います。これは許されないことだと思います。

新聞、テレビ等では分かっていますが、橿原市で新型コロナウイルス感染者は今のところ合計何名ぐらいなのか、幼稚園、小、中、高の生徒達が何名ぐらいいるのか、その程度はどれぐらいなのか、全然分からないのでご説明をいただきたいと思います。

その中でよその県では、差別、偏見を受けていることが、新聞で出ていたが、17の都道府県、20自治体の議会でコロナ差別禁止条例を制定していますね。中身は、色々考えられるんですが、橿原市としても非常に悪質な差別があればそういう条例を制定されるかどうか、お伺いしたいと思います。

(会長)

委員のご質問、多枝にわたりましたが、関連することで、委員どうぞ。

(委員)

市長さんのご挨拶の中にもありましたように、委員からもありました、コロナウイルスに関わって橿原市でも、差別、偏見に関わって、当該者及びその周辺の人々に対しての偏見があると言っておられました。よろしければ、これまで具体的にどのようなことが市の方に上がっておるのか、またその時、どのように訴えられた人に対してご返事されているのか。やはりその人にとっては命に関わる大事なことですし、そういう言葉・態度を受けると大変なショックだと思います。世間では無知ということが理由で、偏見が広がっていると聞きます。橿原市では、どういう経過があって、どのようにその方たちに対応されたか教えていただけば、ありがたいと思います。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。委員のご質問、基本的に今日の審議は実施報告、実施計画についての 文言・文書がいいのかという審議ですが、審議をするにあたって事実確認をしたいというご発言 だったと思います。

コロナウイルスに関係することですが、事務局でつかんでいることがありましたら、ご紹介していただいて、この記載がこういう形でいいのかということで、議論を進行させていきたいと思います。

(人権政策課長)

失礼いたします。貴重なご質問ありがとうございます。

新型コロナウイルスに関しまして、差別事例は全国的にも色々私の方も知っており胸を痛めておるところです。

委員の方々から、ご質問いただきましたが、11月18日時点で橿原市におけるコロナの罹患者は66名と把握しています。コロナに関してどのような傾向があるのかに対してのご質問は、近畿圏ということで橿原市のみならず奈良県全般としていえると思いますが、大阪の通勤圏であるということもあり、大阪の数が上昇傾向にありましたら、やはり比例して奈良県も上昇傾向にあるということは個人的には感じておるところです。一日でも早く収まってほしいと我々も思っているところです。

天理大学のことについても触れていただいていましたが、全国的なニュースとして発表されているところで、本当に胸を痛めるところであります。やはり天理大学のことを一つ例にあげていますが、その他にも、医療従事者、心ならずもコロナにかかってしまった方にも同じことが言えるんですが、この病気はやはり感染症ということからいつ誰がかかってもおかしくない病気であるということ、8月に市長も市民に向けてお知らせさせていただいているコメントの中に含まれていましたが、やはりいつ自分の大切な人がコロナにかかってしまうかもしれないというところで隣人に対してやはり「親切、愛情をもって接しよう」と市長も申しております。

我々職員もその気持ちを大切に市民の方に接していきたいと考えているところでございます。 条例に関しては、これまで橿原市は、こんなに多くコロナの罹患者がいたわけではないですが、 最近第3波と言われる感染症の増加により急激に66名に増えてきているわけでございます。私 どもの課のみならず、これは市全体といたしまして、やはり条例に関して、市民の方々にとって 必要であるという事になってきましたら、早急に対応していきたいと我々も考えているところで あります。

(会長)

ありがとうございます。委員、今のご回答ですが、今日の答弁のご趣旨はこの文書に入っているのかのご確認だったかなと思うんですが、委員のご発言で条例と言われる文言を文書に入れたほうがいいのではというところまでは踏み込んでいません。今の答弁で条例化も市民の皆さんの要望も踏まえて考えていきたいという事ですが、それでよろしいですか。

(委員)

トータルは聞かせてもらったが、幼小中高の生徒がどうなのかというのを知りたいです。

(会長)

現状認識という事で、正確な数字でなくても把握されていることであればご紹介いただけますでしょうか。

(学校教育課長)

ただ今の質問について概要だけお伝えしたいと思います。濃厚接触者となった児童、教職員は 数名出ています。陽性者となった児童はこれまでで1名、教職員で1名という状況です。

事実を押さえていただきながら、16ページの記載コロナウイルスと人権、市としてのコロナウイルスに対するスタンスはこれでよろしいですか。

(委員)

よろしいです。

(会長)

分かりました。ありがとうございます。17ページまでの市としての認識と施策の方向性について報告と計画についての記載がありますが。その他、何かご質問等あればお願いします。

(委員)

12ページから13ページにかけて、外国人に関わる施策について書かれているんですが、これを読むとコロナのことも書かれていますが、基本的には外国人の問題は日本人の問題であるという色が見えてこない。

外国人自身に問題があるのではなくて、この奈良、橿原に住む住民にとって外国人という枠だけで被害を受けるという事は、外国人に問題があるのではなくて、日本に問題があるというところがもう少し何かの形で明記して下さったらどうかなと思いました。この文書を読む中ではそこのところのにおいがしないなと思いましたので、そこを考えていただけたらと思います。

(会長)

委員、具体的にどのあたりが気になる部分ですか。

(委員)

13ページの上から6番目のところに一番重要なことが書いているんですね。

具体的には外国人市民の民族的なアイデンティティが育つ環境の整備と書かれているんですね。私たちのアイデンティティは、本来は持っているんです。でもそれが表現できない。そして、また長い歴史の中で差別や偏見を持つ中でそれを出せない歴史があった。そこのところがこの文書の中では、外国人たちは自分の民族を持っているのに表現できる機会がないんだ、ただそういう薄い感じがするんですね。そうではなくて、そういう環境があった、その辺です。

(会長)

具体的なご指摘いただいたところですが、事務局の方からお願いします。

(事務局)

委員のご質問にお答えさせていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。このこと につきましては、十分に理解しているつもりではございますが、表記につきましては検討の方を させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員、今の部分で13ページ6行目の部分は事務局の方で表現を考えていただく、ということで、委員、具体的な案があればお願いします。

(委員)

「外国人問題は、日本人の問題なんだ」その文言が入ってもいいのではないかと私は思うんです。文言を入れることによって、敵意は持っているのではなくて、外国人のことを真剣に考えているようなイメージがものすごくすると思うんですね。そこです、私の言いたいところは。

(会長)

そのあたりを強調して、表現する方向で私もいいのではないかと思うんですが、今の件で他の 委員の方よろしいですか。

確かにアイデンティティはそもそも持っているものであって、それを表現しにくい環境があったのではないかという事がここにニュアンスとして含まれているべきではないか、それが外国人の問題は日本人の問題なんだという事を示すような形で文章を作っていければいいのではないかなというのがご提案でした。

事務局として考えていただくという事でよろしいですか。どうでしょうか。

(事務局)

委員のご質問について答えさせていただきます。今、いただきました案件につきましては善処 させていただき、検討の方させていただきます。よろしくお願いします。

また、112ページのところに在日外国人(主として韓国・朝鮮人)教育に関する指導指針を 市並びに教育委員会の方で立てていますので、指針を踏まえまして検討の方させていただきたい と思います。よろしくお願いします。

(会長)

委員、ちょっと預からせていただき、表現はまた検討させていただきたいと答えていただきま した。

(委員)

分かりました。ただ、今、指摘された112ページのこの指針というのは、外国人ですね。そ の辺も感じて検討していただいたらと思います。

(会長)

この件につきまして、委員の方でさらにご意見ありますか。

(委員)

なるほど、委員が言われていることに間違いないのですが、時の韓国と日本のアンケートをと

ると、状態がものすごくええ事ないのですね、いつも新聞を見ても。そうすることによって、日本の国民また市民の人があまり韓国の人に対していい感情を持たないことが困ったことですね。 それがやはり下りてくるのではないか。それは私の感想ですが。

(会長)

今の「下りてくる」というのがよく聞き取れなくて分からなかったのですが。

(委員)

下りてくるというのは、日本と韓国の両方でアンケート調査されることは、ご存じのように新聞等でよく載っておりますので、その結果が自然と関係がよくなくなると国民の感情がだんだんと下へ下ってきて、市民のほうまで下ってきて、なかなか皆さんが思っているような解決が難しくなってきているのではないかと思うんですけど。

(会長)

一旦ここで切らしてもらっていいですか。

委員が発言されましたが、これが敵意で表すととらえると逆の効果になるとおっしゃられていましたので、そこも含めて表現の事を考えさせていただくと預からせていただいて、表現について修正したものを皆さんにご連絡できるようにしたいと、委員それでよろしいか。

(委員)

文言一つが橿原市の基本的な考え方が反映すると思うんですね。そこを一番私自身は願っています。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、この件につきましてはお預かりします。

委員続けてどうそ、別の事で。

(委員)

9ページの児童虐待防止法の充実という事でお聞きしたい。今日の新聞を見ますと、全国的には19万の虐待防止に関する事が出ておるわけですね。11月当初には、奈良県でも児童虐待の対応が5,078件にまで膨らんでいるわけです。

実母が60%、実父が30%虐待という事で載っているわけですが、あくまで奈良県の話であって橿原市の場合はどのような形の虐待が増えておるか、という事を確認させてもらえたらありがたいです。

(会長)

ありがとうございます。虐待について、資料ございますか。冊子の最後のほうに色々な統計が

載ってるんですけど、事務局の方でご紹介いただければありがたい。

(子育て支援課長)

ただいまの委員さんの質問にお答えします。

資料の方、100ページ、101ページをご覧いただきたいのですが、これは令和元年度の数字を載せさせていただいています。橿原市の方は全国と同じで件数は右肩上がりで毎年増えております。令和元年度365件という事で前年度と比べてもやはり増えている状況です。

30年度も確か312件ぐらいだったと思うんですけど、やはりちょっと増えております。やはり、実母の方からの虐待が多いかなと思われます。やはりその背景なんですが、親御さん自身が被虐待者であったパターンも結構多いところでございます。それから、ひとり親の方に関しましても内訳としては多いかなという数字になっております。

(会長)

ありがとうございます。

委員の話の中で、増加ということがあったのですが、数年間の変化がこの資料の中にあればいいかなという委員の意図もご発言の中にあったのではないかということですがいかがでしょうか。委員いかがですか。

(委員)

ありがとうございます。

これから先々もまだまだ増える可能性があるんでそういう事に対する対応の仕方をまた教えていただいたら大変結構と思うんですので。

(会長)

わかりました。特に年次変化ではないようですが、もしあれば載せていただければありがたい と思います。それに基づいて対応をどういう風にするのかと、そういう事を、委員、9ページの 文言で対応に少し書き加えたらいいとかそういうのがございますか。

(委員)

私たちは福祉関係をやっていますので、できましたら関係機関と緊密な連携をできるだけとるようにしてはおるんですが、なにか情報が入りづらいので、役所の方で色々教えて頂くのが本音でございますので、役所も情報をつかむのが大変だと思うんですが、できるだけ我々も年に一度は虐待の研修をもつような形で心がけておるんですが、人権に関わってくる大きな問題が次から次へと出てきておりますので、できましたら児童虐待についても、子どもが一番困っておる、子どもが一人で生活できないでおることもありますので、大人の声で子どもの難儀な声がかき消される事がありますんで、できましたらもう少し突っ込んで取り組んで頂けたらありがたいんですが。

ありがとうございます。文言としたら、特にここというのはありますか。もう少し充実させて頂きたいというご意見の表明だったということでよろしいですか。よろしくお願いいたします。 関係機関との密接な緊密な連携のもとで対応する、進めますと書いていただいてますので、そのあたりが具体化していったらいいかなという、その辺が委員からのご意見だったと思います。

それでは、委員お願いします。

(委員)

今、児童虐待の件という事ですが、やはり児童虐待のほとんどは家庭の問題だと思うんですよね。やはり、そうでもなく施設での児童虐待もあるかもしれないけれど、それはやはりそれに関わる人達の社会教育の不足だと思います。やはり虐待を受けた子どもというのは、子どもとはいえ、ずっと一生引きずっていく、それが為にあまりにも虐待を受けて精神的に曲がった状態になる、それが犯罪にも繋がるという可能性もあるわけですね。だから、やはり子どもに対する虐待を、子どもというのは社会の資本ですからやっぱりもっと社会教育というのを念頭に入れてもっともっとやっていくべきだと思います。

学校や施設や家庭だけに責任を押し付けずに、もっと行政は社会教育というのを念頭に入れていくべきだと思います。やはり一人前の大人をどのように教育していくか、これが一番肝心だと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

社会教育との関係で今ご指摘いただいたんですが、その方面から何か事務局の方から情報いた だけるようなことはございますか。

(社会教育課長)

失礼いたします。ただいまご意見いただきました社会教育という観点で私共の方では実際に子育て世帯を対象にした講演会等の実施を通じて、親と子のあり方を実際に学んでいただけるような場の提供をというようなことを今取り組んでいるところでございます。また、これからも講演会等を通じて機会提供できるよう、引き続き取り組んでいきたいと思っております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

まあ、講演会に来ていただける方、いらしていただけない層の方にどう届けていくかという事、 そういう事が課題になっていると聞いたりしています。

そろそろ時間が気になっていますので、委員を最後にさせていただいて、その後、各論に致します。具体的施策の話をしますので、そこで戻ってもらうのも可能かなと思います。委員どうぞ。

(委員)

今の問題ですが、会長がおっしゃったように、関係機関との緊密な連携を指摘されていますが、 その関係機関というのは表記することはできないのか。その時に弁護士、それから法的に守って くれるという、守るというのは変ですが、それにはそれなりの意味、内容があると思うので。 そこに何らかの法律や、その人達を守るそういうものの団体の名前があれば安心というか、希望 かなと感じました。

(会長)

なるほど、いいご意見だったと思います。

全部上げるという事ではなく、例えばこういう機関と、最低限こことは密接にというように、 そういう形で具体的な機関名をあげてもらうのはできますかね。

(事務局)

人権政策課で把握していますのは、シェルターという事で、奈良県の中央こども家庭相談センターとか、高田のこども家庭相談センター等の施設について把握しています。

(会長)

そういうのも入れていただくという方向でまたご検討願いたいと思います。

(子育て支援課長)

先程からおっしゃっていただいています関係機関との緊密な連携という事で、もちろんシェルターもあるのですが、ここでいいます要保護児童対策地域協議会が設置され関係機関との緊密な連携という事で、またここで表しています関係機関といいますのは、医療機関であったり、学校、教育委員会、幼稚園、保育所、市役所の福祉部関係、民生児童委員さん、警察、子ども家庭相談センター、母子保健担当の方というところで、要保護児童対策地域協議会という関係機関となっていますので、ここらへんの団体機関を載せていただくことは問題ないと思います。

(会長)

ありがとうございます。

たくさんの関係機関名がありますので、本文の中に入れるとちょっと読みづらくなるかもしれませんが、(注)とかそういうので示していただければどうかなと思いました。市民の皆さん読まれると思いますので。今のようなご配慮があれば大変ありがたいなと思います。

時間の事も関係しますので、18ページ以降、各事業についてご説明お願いしたいと思います。

(事務局)

【事務局より18ページ以降について説明】

特に昨年度からの変更があったところの説明をしていただいたのですが、委員の皆様には事前にお手元に資料が届いていると思いますし、おそらくご専門の立場からご検討いただいていると思います。時間が限られていて全部ご議論できるかわからないですけど、どうぞご発言ください。今の時点でご意見どうでしょうか。委員お願いします。

(委員)

21ページ、外国人の施策を、そしてまた人権全般ということで日本の子ども達、幼稚園、小学校、中学校、そして保護者も対象というところで事業を進めてこられた内容です。本当に地道な活動をされているなと思いながら見せていただいているんですが、今、外国人の子ども達を思った時に、この事業のある小学校に講師が来ます。でも、その学校にいる子どもが中国の子がいたとします。でも、違う国の講師が来るのではなく、そこに在籍する子ども達の国籍の講師が来てくれたら、さらに、相乗効果があると思うんですね。

そこの事例を考えた時に、後に表がありますよね、89ページ。これも途中から入れてもらったと思うんですが、色々な事業が軌道に乗れば乗るほど見えてくるものがあるんですね。それが何かと言えば、これは国籍の表です。男と女に分けているんですが、ここに未成年、成人になるまでの子達の人数を入れるとか、中学生まででいいけど、橿原市が把握しやすい、把握できる可能な数字、就学の子たちの人数がわかればもっと具体的にどんなことができるのか見えてくるのかなと思うんですね。

それは別個に表にするのか、検討していただくとして、就学の子ども達の人数、それは今、色々な取組をされるなかで、県の教育委員会に県外教(奈良県外国人教育研究会)というところがあるのですが、そこでは国籍だけでなくて、ダブルであったり、民族を持つ子も載るんですが、その把握まで大変だったら、ここに国籍の出る子ども達の人数だけでも載せられたら、橿原市の外国人の子の全体像が少し見えてくるのでは。これだけの人数の子がいて、これだけの子達が学校へ行くんだなというのが見えたら、施策がものすごく感じ取れる、学校教育課、人権教育課の人達に具体的に見えるのではと感じました。

(会長)

8 9ページの外国人住民国籍別表に、就学時年齢の各時期の子ども達の数を載せていただけたらありがたい、それからまた新しい取組が生まれてくるんじゃないか、というような話だったんですが、これはいかがですか。事務局の方で判断願えますか。未就学の人達もいる。

(事務局)

委員のご質問にお答えします。89ページにつきましては貴重なご意見をいただきましたので、 関係の教育委員会とも相談させていただき、前向きに検討したいと思います。以上でございます。

(会長)

その他についてご意見ありますか。

ご発言いただいていない委員の方で、先程時間の事を言ったので遠慮させているかもしれませ んが。

(委員)

今、外国人住民国籍別人員調査表を見た時に、委員の方から年齢構成の事も含めてなるほどな と聞かせていただいて、ふと気になるのが、ここで、男、女というのがあって、これって何に使 うのかな、また先程、性的マイノリティの話があったのでその辺のところ合わないような気がし ました。

意味があるのなら答えていただきたいですし、特にないようでしたら、性別記載はいかがなものかなと感じました。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

(事務局)

ただいまのご質問ですが、重要な視点であり、本当に大切な事だと思っています。過去の比較という事で男女別に掲載していたのですが、そういう視点では、こちらの方でも、性についてはデリケートな問題でもありますので、十分に検討していきたいと思っています。以上でございます。

(会長)

委員それでよろしいですか。その他の観点からどうぞ。

(委員)

学校の方から意見なり感想なり言わせてもらえたらと思います。

9ページの児童虐待の防止対策の充実という事で、虐待の方は特にネグレクトという事で、あるいは身体的な虐待という事で学校の方もできるだけ親との接触をしたり、あるいは話をしたりとかしたいんですが、どうしても子どもと親との関係を考えて踏み込めない、そういった状況があります。

そんな時、今さっき出た関係機関、特に要対協(要保護児童対策地域協議会)、子家相(子ども家庭相談センター)の方、こちらの方の力が非常に助かっているところです。だから、ここらあたりで、緊密な連携の元でというのをぜひ続けていっていただきたい。虐待だけではなく、色々な場面で助けていただいています。それが一つです。

それから、裏のページの10ページのところで、いじめ、不登校、問題行動等への取り組みという事で、いじめに対するアンケート等を学校でとっています。ただ、数がかなり増えているという結果が出ているんですが、「大変やなあ」と新聞等でも見られて感じられると思われるんですが、実は「もっとアンテナを張れ」というような形で、些細な事、例えば相手が苦痛を感じる、本人が苦痛を感じている、それがいじめなんだというようなハードルを下げた形でアンケートを

とっているという事で逆に数が増えたという事は関知しているという事で喜ばしい結果だという見方もありますので、一概に増えたからどうのという形ではないというのをお知りおきいただけたらと思います。

それから、13ページの方です。先程、委員の方からありました、外国人に問題があるのではなく、日本人に問題があるという、6行目のところは私も同意見です。基本的に差別する側の問題、それから差別される側の問題に考えた時に、基本的に差別する側の問題であると、これは踏まえておかなければならないと思っていますので、この方向で文言をお願いしたいなと思います。それから後、委員の方からありましたコロナウイルスの観点ですが、17ページくらいなんですが、やはり一番私たちが怖いというか、恐れるのは、誤った考え、情報を決めつけてしまう、ここのあたりで混乱をしてしまうというような事がすごくあります。

日々、この時代ですので、例えば、お父さん、あるいはお母さん、ご家族の方が PCR 検査を受けただけで、「これはもう学級閉鎖、あるいは学校閉鎖」と毎日のようにドキドキしながらという事があります。一人先日、先程も報告ありましたが、「陽性の子どもが出た」と決めつけてしまって、それなら学級全部が濃厚接触者なのかなと、そうではなく、例えば保健所に連絡があり、保健所の方で、マスクなしで何分間か接触していた、それで初めて濃厚接触者になる。私たちはすべての接触者がと決めつけ、保護者もそういうような形で大変なことがというようなことになる。何が正しくて、何が正しくないとか大変難しいんですが、決めつけてしまうというあたりで混乱するんじゃないかと。現状から言えば、そんなところを今感じているところです。

(会長)

学校現場からのご意見だったと思います。

それぞれに問題がはらんでいます。最後のコロナの問題にしても決めつけてしまう、やはり科学的思考の問題が入っていますね。感染するというのはどういう事かという事で、単にうわさに影響されるのでなく、やはりきちんと情報を出さなければならないし、それを受け取る側もきちんと受け取るという、そういう環境を整えないといけないのではないかと思いました。ウィズコロナの時代が続いていくと思いますので、また、審議、考察を深めていかなければならない問題だと思います。ありがとうございました。

今の委員の発言で特にここをこう直さなければというご主旨じゃなかったように思いますが、 それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

時間の関係で、まだご発言をされたい委員の方がいらっしゃると思うんですが、どうしてもということで委員どうぞ。

(委員)

時間が押し詰まっているところ申し訳ありません。

ちょっと一言だけお願い方々お聞きしたいのですが、子どもの虐待について、先程から大人の問題という事も含めてご意見をお聞きさせていただきました。

それ以前に9ページの文書の上段の方に、「社会の状況、就労形態」という言葉でひとくくりにしておるんですが、最近特に気になるのは「貧困」という言葉です。これもコロナの一つの影

響ではと思うんですが、十分に働く場所が提供されない、またそのために社会がぎすぎすされている、そういう社会的な貧困とか、それから家庭的な貧困、そのことが全て子どもに影響する、または虐待という事になっているんじゃないかと思うんです。だから、9ページのどこかに、そういう「社会的な貧困」という言葉を入れていただいたら、これは今年2020年の計画ですので、今の現状に合わせた言葉、社会的な貧困、家庭的な貧困、大人が充分子どもに向かい合うことができないという言葉もここのどこかに入れていただければ、今年度のこの計画の一つの中に入るのではないかという思いがしますので、よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。

今、9ページの5行目の所も引用していただきながらご発言されたように思います。 社会的な貧困という言葉をどこかに、ということですが、これは我々の共通認識でもありますの で、入れて頂くのは可能かなと思いますが、事務局はいかがですか。

(事務局)

委員のおっしゃる通りです。以前から日本では子どもの相対的貧困がよく言われていまして、特にこれがコロナ禍によりまして、経済的な問題がよりクローズアップされてきた事だと思われます。そういった点も踏まえまして、関係課と協議しまして、その点は十分に対処したいと思います。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。

先程も少し申し上げましたが、まだまだご意見あると思いますが、時間がどうしても足りなくなりがちなので、申し訳ありませんが、委員の皆さんが重ねてご意見ある場合は、1週間くらいみていただいて、ご意見を伺うような期間を作っていただければありがたいかなと思います。

委員の皆様も、申し上げましたように特に発言の機会がなくてできなかった委員の皆様は、ぜ ひ事務局の方にメール等でご連絡いただければありがたいと思います。その結果について、私と 事務局の方でご相談させていただいて、どのように形にするかと決めさせていただいて皆様に結 果をご報告するという形にさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは次にいきたいと思います。

その他の方に移りたいと思います。その他について、本日何かございましょうか。事務局お願いします。

(事務局)

【その他の事項について説明】

(会長)

ありがとうございます。なお、関連で委員の皆様の方で何かご発言ございますか。

(委員)

今の部落差別の解消の推進に関する条例についてですけど、これを橿原市で考えているということですよね、平たく言えば。その中に必ず当事者が入る、その中で関係機関で本当にそのことをずっと取り組んできた、そういう人達の声をきっちりと届くように。行政だけでやるのではなくて、そういう人達の意見をしっかりと踏まえた中のものであってほしいなと思います。

もちろん、奈良県に準ずるとおっしゃってますけども、奈良県には奈良県の、橿原市には橿原市の色があると思うので、そこをしっかりと見つめてもらえる内容になればなと思いました。

(会長)

はい、ありがとうございます。

関係団体のお立場から委員さんいかがですか。何かございますか。

(委員)

まず、当事者の立場としては、今回は国や奈良県の法律や条例など内容に合わせて部落差別の問題のみの条例を作っていただきたいと思います。市には条例などの要望をすでに出しており、速やかに条例を作っていただきたい。手続きについては市に一任したい。当然これまでの歴史を踏まえて、我々の参加もぜひお願いしたいと思います。ありがとうございます。

(会長)

はい、事務局どうぞ。

(人権政策課長)

貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

私もこの4月から人権政策課に着任させていただきまして、実はこの案件ですけど、2019年の2月ですけど、大久保町と飛騨町の各自治会、また各支部長から要望書をいただいている案件でございます。同じ年の7月ですけど、橿原市の方からこの条例に関しまして、迅速に進めていきますとのお知らせをさせていただいています。この流れに準ずる形で、私も各大久保・飛騨の両支部長とお会いさせていただいております。

この条例に関しまして、どのような意見をお持ちなのかということを聞き取りさせていただいております。ですので、両支部長の思いも含めた中で、条例を迅速に作りたいというように考えておりますので、よろしくご理解の程、お願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

とても大事なやりとりだったなあと思いますが、その他何かご質問等ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。事務局から付け加えありますか。

(事務局)

2点ご報告させていただきます。

人権審議会今年度の予定につきましては、コロナウイルスの感染拡大の状況も報道されておりますので、会長、副会長とご相談させていただきながら、年度後半の事業につきましては、決定次第報告させていただきたいと思っております。

あわせまして、人権審議会委員の皆様の任期の方も11月の30日までとなっております。長らくどうもありがとうございました。12月1日からの新任期につきましては、それぞれの、また所属団体様と相談させてもらいながら委嘱の方、進めさせていただきますのでどうぞよろしくお願いします。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。委員、発言をどうぞ。

(委員)

一番最初の時に、審議会の委員の紹介された時に、実は欠席委員の件を話されなかったですよね。欠席なのか出席なのか、結果的には欠席になっていますけども、私個人としましては意見をすごく楽しみにしていつも審議会にいるんです。専門的な知識などいつも話をしていただくのですごく楽しみにして、しょっちゅう後ろを向いてまだ来られないのかと思っていたのです。一番最初の時、説明されなかったので、それは何か意図があったのか、連絡がなかったのかその辺聞けたらお願いします。

(会長)

事務局、差支えなければお願いします。

(事務局)

当該委員につきましては、申し訳ございません。確認がとれていませんので、何も申し上げな かったということでございます。以上でございます。

(会長)

時間のことを気にして早足でここまできてしまって申し訳ありませんでした。委員の皆様には せわしない感じになってしまった事をお詫び申し上げます。また、本日ご発言いただけなかった 委員の皆様におかれましては、ぜひ、事務局の方に関連のご意見ご質問などお寄せいただいたら ありがたいと思います。どうもありがとうございました。

そうしましたら本日の案件は全て終了いたしましたので、司会の方にお戻しいたします。 本日も審議、慎重にしていただきご協力ありがとうございました。お礼申し上げます。

(司会)

会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、長時間に渡る熱心なご審議、また、多くの貴重なご意見ありが とうございました。

本日ご審議いただきました会議録につきましては、後日、事務局でまとめまして委員の方全員にお送りいたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

この会議録につきましても橿原市ホームページで公開予定をしております。

それでは、本日の人権審議会は、これで閉会といたします。ありがとうございました。